

姉川ダムおよび水力発電所の管理に関する協定書（案）

滋賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、姉川ダムの運用に支障のない範囲で姉川ダム放流水を活用し発電事業を行うことについて、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項および第 66 条の規定にもとづき協議を行い、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲が姉川治水ダム建設事業によって建設した姉川ダムおよび乙が建設する発電専用施設の効用を十分に発揮させるため、甲と乙による共同施設の管理の方法およびこれに要する費用負担の方法、ならびに乙による発電専用施設の管理の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「共同施設」とは、姉川ダムおよびこれに付帯する建物、機械、その他施設および敷地をいう。

2 この協定において「発電専用施設」とは、乙が姉川ダム放流施設を改良して設置する水力発電施設およびこれに付帯する機械その他施設をいう。

3 この協定において「管理」とは、共同施設または発電専用施設に係るそれぞれの修繕、改良等の工事、維持および操作をいう。

（財産権の帰属）

第 3 条 財産権については、共同施設は甲に、発電専用施設は乙に、それぞれ帰属するものとする。

（施設の管理）

第 4 条 共同施設の管理は、甲が行うものとする。ただし、スクリーンの除塵等、発電能力に影響があると判断されるものについては、乙はあらかじめ甲と管理方法について協議のうえ、乙が管理を実施するものとする。

2 発電専用施設の管理は、乙が行うものとする。

3 第三者からの問合せ、要請、苦情等（以下「問合せ等」という。）があった場合の対応は次のとおりとする。

（1）問合せ等を受け付ける窓口は甲とする。

（2）問合せ等の内容が共同施設の管理および運用に関するもの（浸冠水、水質等を含む）は、甲がその対応に当たるものとする。

（3）問合せ等の内容が発電専用施設の建設、管理および運用に関するもの（発電専用施設からの漏油、騒音等を含む）は、乙がその対応に当たるものとする。

（4）問合せ等の内容が前 2 号のいずれに関するものか明確に判断できない、もしくは両者に原因がある場合は、甲と乙が協議の上その対応に当たるものとする。

- 4 ダムの操作は、甲が作成した姉川ダム操作規則によるものとする。
- 5 甲は、前項の操作規則を変更しようとするときは、乙に通知するものとする。
- 6 発電専用施設による発電は、姉川ダム操作規則にもとづいて運用する完全従属発電(※)とする。
※完全従属発電とは、発電水利使用について、姉川ダムの利水容量に発電容量を持たず、ダムの放流水に完全に従属して発電するものをいう。

(関係法令の遵守)

第5条 乙は、発電事業を実施するにあたり、この協定に定めることにあたっては、河川法、電気事業法およびその他関係法令を遵守するものとする。

(共同施設の管理に係る費用の負担)

第6条 乙は、共同施設を利用するにあたっての費用として、次に定めるところにより負担するものとする。

(1) 兼用工作物の建設負担金 発電所稼働前に一括で約 82,212 千円 (平成 26 年度試算)

(2) 兼用工作物の維持管理に要する費用 1年につき約 8,057 千円 (平成 26 年度試算)

2 前号各号に掲げる負担金の算出の根拠は、別紙のとおりとする。

3 第1項第2号に掲げる管理負担金については、滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)第2条に規定する使用料の額に変更が生じた場合、その変更後の条例によりこれを変更するものとする。

3 災害等の対応に要する費用の負担割合は、当該災害等の内容に応じて、甲と乙とがその都度、協議するものとする。

4 発電専用施設の管理に要する費用は、乙の負担とする。

5 別途、乙は「滋賀県流水占用料等徴収条例」にもとづき流水および土地の占用料(以下「流水占用料等」という。)を納付することとする。

(共同施設の管理に係る費用の支払い方法)

第7条 前条第1項の支払い方法は、次のとおりとする。

(1) 乙は、発電専用施設設置後、共同施設負担金を、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納付するものとする。

(2) 乙は、発電専用施設設置以降、毎年度、発電にかかる管理負担金を、次年度4月に甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納付するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の支払いが遅延した場合は、河川法第74条にもとづき甲より乙に催促するものとする。

(第三者に対する損害賠償等)

第8条 共同施設または発電専用施設の管理、運用が原因となって第三者に損害が生じた場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 共同施設の管理および運用が原因となって、第三者に対する損害賠償義務が生じた場合は、甲がその損害を賠償するものとする。

(2) 発電専用施設の管理および運用が原因となって、第三者に対する損害賠償義務が生じた場合は、乙がその損害を賠償するものとする。

(3) 天災、または原因不明の不具合等、甲乙いずれかの責めに帰すことができない事由により、第三者に対する損害賠償義務が生じた場合、その負担割合および負担方法については甲と乙が協議の上決定するものとする。

(事故の連絡)

第9条 甲は、共同施設について発電専用施設の管理に影響を及ぼすおそれがある共同施設に係わる事故の発生、またはその発生が予想される場合に、直ちに乙に連絡するものとする。

2 乙は発電専用施設について共同施設の管理に影響を及ぼすおそれがある発電専用施設に係わる事故の発生、またはその発生が予想される場合に、直ちに甲に連絡するものとする。

(管理上の協力)

第10条 甲は、姉川ダムに関する気象および水象等の諸資料について、乙から提供の要請があったときに、その都度提供するものとする。

2 乙は、発電使用水量、発電量等の諸資料について、甲から提供の要請があったときに、その都度提供するものとする。

3 前2項の規定にもとづき提供された情報を第三者に公開する場合は、あらかじめ相手方の承諾を得るものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 乙は、この協定により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

2 乙は、発電施設等の所有権を第三者に移転してはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

3 乙は、発電施設等を第三者に貸与し、または質権その他の担保の目的に供してはならない。

(発電専用施設の更新、変更、移設)

第12条 乙の事由により発電専用施設を更新、変更または移設（以下「変更等」という。）する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 乙は、あらかじめ甲と協議の上、甲の承認を得て、発電専用施設の変更等を行うことができる。

(2) 乙は、乙が設置した発電専用施設の変更等に伴い、共同施設の変更等を行う場合は、あらかじめ甲へ協議を行うものとする。

(3) 発電専用施設の変更等の工事については、乙がこれを実施するものとする。

(4) 前3号の工事に係る費用は、乙が全額負担するものとする。

(発電専用施設の撤去)

第13条 乙の事由により、発電専用施設を撤去する場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 乙は、発電専用施設を撤去する場合、放流設備を発電専用施設設置前の状態に完全に回復させるものとする。この場合において、乙は、甲に対して第7条各号の規定により既に負担した費用の請求をすることはできない。
- (2) 前号による発電専用施設の撤去に要する費用は、乙が全額負担する。
- (3) 前号の費用を担保するため、乙は、当該費用を保証する履行保証保険契約を保険会社との間で締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を甲に寄託するものとする。

(管理要領等)

第14条 甲と乙は、必要と認められる場合に、別途協議の上、管理要領等を作成し、共同施設と発電専用施設の運用等の細目について定めるものとする。

(協定外の事項)

第15条 この協定に定めのない事項およびこの協定の内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第16条 この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から効力を発するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 住 所
事業者

別紙 姉川ダムおよび水力発電所の管理に関する協定書第6条第2項にかかる負担金算出根拠

(平成 26 年度試算)

区分	名称	算出根拠	備考
1. 兼用工作物の建設負担金	① 兼用工作物の建設負担金	$27,4044 \text{ 百万円} \times 0.3/100 = 82,212 \text{ 千円}$	発電所稼働前に一括支払い。
2. 兼用工作物の維持管理に要する費用	① ダム管理費負担金	毎年のダム管理費の合計 $\times 0.3/100$	毎年支払う。
	② 発電対応負担金	$367 \text{ 千円/月} \times 12 \text{ か月} = 4,400 \text{ 千円/年}$	毎年支払う。 単価は見直すことがある。
	③ 放流バルブ室負担金	1)放流バルブ室(基礎部) $78,939 \text{ 千円/年} \times 10.8/100 = 8,525 \text{ 千円/年}$ $8,525 \text{ 千円/年} \times \text{専有面積}(\text{m}^2)/84.00(\text{m}^2)$ で算出する額 2)放流バルブ室(上屋) $24,061 \text{ 千円/年} \times 10.8/100 = 2,598 \text{ 千円/年}$ $2,598 \text{ 千円/年} \times \text{専有面積}(\text{m}^2)/141.58(\text{m}^2)$ で算出する額	毎年支払う。